

ハンガリーへの追加確認事項に対する回答（仮訳）

I 生体牛のリスク評価に必要な情報

1 侵入リスク

1.2.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入したMBMに関する情報

2005年以降の期間について、データが記載されていない。

国際貿易統計データベース(World Trade Atlas)（一部は政府発行の貿易統計）を調査したところ、各国（リスク国）からのハンガリーへのMBMの輸出が確認された（表参照）が、事実関係如何。

1986～1999年の輸入生体牛のデータがある場合はデータを添付すること。データが無い場合、もしくは不明の場合はその旨を記載すること。（データ無し、不明、及び回答が得られない場合、貿易統計の数値に基づきリスク評価を行うこともある。）

I. 1986年から1999年までは生体牛の輸入のデータは昨年提出した回答書の1.1.3に記載している。

1.1.3. 1986年からの年及び国別の生体牛輸入頭数(参照: H. S. Code, 01.02) (頭数)

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
英国		57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オランダ		0	0	0	0	0	0	35	572	95	208	294	1912	1237
ベルギー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	3	0
デンマーク		0	0	2	0	0	0	0	324	0	180	84	380	102
フランス		4	50	40	6	0	0	0	2	2	178	46	418	2
スイス		0	30	35	50	33	40	40	5	0	0	0	0	0
ドイツ		3	1	0	112	8	42	11	125	28	344	24	598	381
イタリア		0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	283	84	203
チェコ.		0	0	0	0	8888	5968	4293	1104	0	3	2438	0	798
スロバキア		0	0	0	0	0	0	8501	515	40	0	0	0	176

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
英国	0	0	0	0	0	0	457	2	16
オランダ	702	178	67	475	476	981	1205	1633	1564
ベルギー	0	0	1	3	0	1	0	0	0
デンマーク	0	0	0	2	0	0	105	450	230
フランス	4	13	1	105	154	174	213	1437	1549
スイス	0	0	0	0	0	0	0	0	20
ドイツ	29	0	15	579	432	1278	1979	6078	2682
イタリア	120	4	99	0	10	48	2	104	280
チェコ	1035	777	3648	14048	6897	6710	6887	1863	1894
スロバキア.	54	0	529	3026	3173	6646	4527	3178	2392
オーストリア	1	159	156	178	324	206	824	114	0
ポーランド	871	311	1864	1357	0	2980	4609	1222	240
ルーマニア	255	478	0	266	129	901	198	4097	870

リトアニア	0	0	0	65	1063	2162	3525	1531	665
セルビアモンテ ネグロ	0	0	0	73	0	0	0	0	0
ラトビア	0	0	0	0	0	57	1430	178	0
アイルランド	0	0	0	0	0	0	0	232	314
エストニア	0	0	0	0	0	0	0	0	213
フィンランド	0	0	0	0	0	0	0	0	16
ノルウェイ	0	0	0	0	0	0	0	0	16
スペイン	0	0	0	0	0	0	0	0	44
スウェーデン	0	0	0	0	0	0	0	0	16

注意：1987年から1999年

1. 生体牛は次の国からは輸入されていない：ルクセンブルグ、アイルランド、日本、リヒテンシュタイン、ポルトガル、スペイン、ギリシャ
2. 本表での1992年以前のデータは、と畜目的で輸入された牛を含んでいない。
3. スロバキアからの1993年の8331頭及び1994年の515頭の牛はと畜目的で輸入されたものである。
4. チェコ共和国から輸入された1991年の8888頭、1992年の5676頭、1993年の4293頭、1994年の1104頭、1997年の2438頭、1999年の196頭については、と畜目的で輸入されたものである。

我々は、発生国由来の牛に関するデータのみ把握している。OIE基準では、感染の可能性のある生体牛の輸入に関して、直近7年についてのみデータの提出を要求している。

引用元：本データは、1999年まではハンガリー中央統計事務所による輸入統計に基づき、それ以降は牛の規制と認識のためのデータベースにおけるデータに基づく。

2007・2008年の輸入生体牛の詳細なデータを以下に示す（下記表参照）。

年	輸出元国	日齢別				合計
		0-181	182-365	366-730	731-	
2007	オーストリア	33	61	10	10	114
2007	チェコ	1191	595	40	37	1863
2007	デンマーク	0	1	310	139	450
2007	フランス	21	883	519	14	1437
2007	ドイツ	153	33	2689	3203	6078
2007	アイルランド	6	133	85	8	232
2007	イタリア	2	10	32	60	104
2007	ラトビア	38	139	1	0	178
2007	リトアニア	1530	1	0	0	1531
2007	オランダ	560	179	481	413	1633
2007	ポーランド	193	829	188	12	1222
2007	ルーマニア	1562	1173	877	485	4097
2007	スロバキア	2385	380	280	133	3178
2007	英国	0	2	0	0	2

年	輸出元国	日齢別				合計
		0-181	182-365	366-730	731-	
2008	チェコ	1456	420	17	1	1894
2008	デンマーク	0	0	171	59	230
2008	エストニア	213	0	0	0	213
2008	フィンランド	0	0	13	3	16
2008	フランス	61	509	819	160	1549
2008	ドイツ	110	8	1300	1264	2682
2008	アイルランド	14	281	19	0	314
2008	イタリア	194	0	67	19	280
2008	リトアニア	665	0	0	0	665
2008	オランダ	225	192	923	224	1564
2008	ノルウェイ	0	0	12	4	16
2008	ポーランド	24	172	43	1	240
2008	ルーマニア	570	158	102	40	870
2008	スロバキア	1376	537	329	150	2392
2008	スペイン	0	44	0	0	44
2008	スウェーデン	0	0	6	10	16
2008	スイス	0	0	4	16	20
2008	英国	0	0	16	0	16

1.2.3. EU加盟以前については、我々は家畜検疫部門で肉骨粉や他の輸入動物由来製品のデータ収集を行っていたところである。しかしながら、我が国がEUに加盟した2004年5月1日以降、これらの製品は他の加盟国の国境動物検疫所を介してもEU内に運び込むことが可能となったため、我々はこれらに関して情報を収集することが不可能となった。

TRACESシステムで提供されるのは、直近3ヶ月間のデータのみである。EU加盟後、肉骨粉の使用はEC規則に準じており、従って、家畜飼料として輸入肉骨粉の使用は除外できる。我々は、これらのデータはBSEリスクに対しては妥当性に欠くデータだと考えている。1987年から2004年までの肉骨粉の輸入に関するデータは先の回答のとおりである。

### 3 BSE サーベイランス

#### 3.1 母集団の構造

##### 3.1.1 反すう動物の飼養実態

年	12月31日現在の生体牛数	12月31日現在の24ヶ月齢以上の生体牛数
1981	1945000	843000
1982	1922000	840000
1983	1907000	830000
1984	1901000	807000
1985	1766000	767000
1986	1725000	760000
1987	1664000	747000
1988	1690000	736000
1989	1598000	717000
1990	1571000	698000
1991	1420000	619000
1992	1159000	550000
1993	999000	497000
1994	910000	459000
1995	928000	467000
1996	909000	458000
1997	871000	445000
1998	873000	450000
1999	857000	441000
2000	805000	422000
2001	940477	515158
2002	872037	472792
2003	841298	441748
2004	800821	425870
2005	806364	424139
2006	802808	417028
2007	796814	415263
2008	790036	421071

## II 牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報

### 2 と畜場

#### 2.7. 頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部の除去

日本に輸出される食肉における、以下のそれぞれの部位の除去状況について

	日本に輸出される食肉について、除去されているかどうか (○/×/把握していない)	除去している場合、除去される月齢 (全月齢/○○ヵ月齢以上)
頭部 (脳、頭蓋、眼、三叉神経節、扁桃含む。舌、頬肉を除く)	○	12ヶ月齢超え (扁桃は全月齢)
せき柱 (背根神経節含む)	○	30ヶ月齢超え
せき髄	○	12ヶ月齢超え
回腸遠位部	○	全月齢
その他 (あれば記載) (扁桃、十二指腸から直腸までの腸、および腸間膜)	○	全月齢

#### 2.7.1 解体処理について

##### (5) せき髄除去後のと体の洗浄の有無

実施していない。  
本項目については昨年送付した回答書 2.7.5.1(5)で既に回答済みである。

#### 5. その他

##### 5.1.

##### a) 日本向け輸出のための BSE に関連した特別な要件があれば回答頂きたい。

特別な要件とは、日本向けとされるハンガリー産偶蹄類家畜由来の生肉と加工肉に、動物・公衆衛生に関する証明証を発行する事と合致する。添付文書を参照のこと。

b) SSOP システムは米国輸出向けに設立された施設に導入されており、また、HACCP システムは全ての施設に導入されている。(これは、欧州議会・理事会規則 EC852/2004 及び 853/2004 に定められた義務である。)

全と畜場・全食肉処理場のうち、日本向け輸出用の食肉処理を行っている施設と、それらの施設のうち HACCP、SSOP を導入している施設の数

	全数	日本向け輸出用の食肉処理を行っている施設数		HACCP、SSOP を導入している施設数
と畜場	施設	日本向け輸出専用施設数	0 施設	0 施設
		国内消費用・他国向け輸出用と日本向け輸出用の両方の食肉を処理する施設数	1 施設	1 施設
食肉処理場	施設	日本向け輸出専用施設数	0 施設	0 施設
		国内消費用・他国向け輸出用と日本向け輸出用の両方の食肉を処理する施設数	8 施設	8 施設

c)日本向け輸出用食肉とそれ以外の食肉（国内消費用や他国向け輸出用）の両方を処理している  
と畜場・食肉処理場に関しては、それらの食肉が混同しないような対策が取られているか。また  
取られている場合は、その具体的な対策についても記載（ライン分離、時間帯分離／特になし／  
不明 等）

と畜場と食肉処理場、と畜衛生及び食肉処理・骨抜き工程での衛生要件は、欧州議会・理事会規則（EC）853/2004 の添付文書 3 の第 1 項目で規定されている。

欧州議会・理事会規則（EC）853/2004 の添付文書 3 のセクション 1 の第 4 章 19：

複数種の動物、飼養されている狩猟対象動物、また野生の狩猟対象動物のと畜処理が認可されている施設では、動物種ごとにと畜の時間もしくは場所を分けるなど、交差汚染を防ぐための予防措置が講じられなければならない。

農場でと畜された飼養されている狩猟対象動物及び野生の狩猟対象動物については、剥皮前のと畜を受け入れる施設および保存施設が別個となるような施設対応が備えられなければならない。

輸出用のと畜および国内向けと畜とを、同一と場で同時に行ってはならない。